

株式分割のための基準日設定公告

平成25年2月12日

東京都港区西新橋一丁目1番15号

株式会社フォンツ・ホールディングス

代表取締役 小野間 史敏

当社は、平成25年2月28日(木)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する普通株式1株を100株とし、A種優先株式1株を100株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主とし、株式分割が効力を生ずる日を平成25年3月1日(金)と定めましたので公告いたします。

以上